

三井住友海上の iDeCo

個人型確定拠出年金・愛称「iDeCo」

例えば毎月1万円ずつ掛金を積み立てた場合、

課税所得金額400万円、税率（所得税・住民税計）30%の方なら

年間税制メリット3万6千円！

iDeCoのしくみと税制優遇

- iDeCo（個人型確定拠出年金）は、下記の3つの税制メリットを受けながら、老後生活資金の準備ができる制度です。
- 支払った掛金を自分で運用し、その運用結果に応じた年金資産を原則60歳以降に受け取ります。
- 加入対象者は、60歳未満の公的年金加入者です。（※1）

（※1）一部例外的に、iDeCoに加入できない場合があります。詳細は、下記「掛金限度額」をご覧ください。

①掛金が「全額所得控除」

掛金が全額所得控除（小規模企業共済等掛金控除）の対象となり、所得税・住民税が軽減されます。（※2）

②運用益が「非課税」

通常、金融商品の運用益には税金（源泉分離課税20.315%）がかかりますが、iDeCoの運用益は非課税です。（※3）

運用結果により
受取額は
異なります

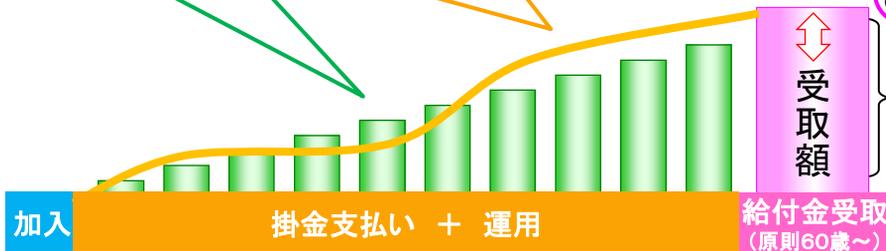
③給付金が「税制優遇」

老齢給付金を一時金で受け取る場合は「退職所得控除」年金で受取る場合は「公的年金等控除」の対象となります。

年金もしくは一時金で受け取ります

（※2）専業主婦等で所得のない方は、所得控除が受けられません。

（※3）年金資産に対して特別法人税（1.173%）が課税されますが、現在は課税凍結中です。



掛金の限度額（年14.4万円～年81.6万円）

1か月あたりの掛金は、下表の加入区分に応じた限度額および最低額の範囲内で、1,000円単位の任意の額で設定します。掛金は毎月・定額払いが基本ですが、任意の月にまとめて支払うことも可能です。（※1）

掛金の額は年1回変更でき、掛金支払いの中断・再開も可能です。

加入区分	第1号被保険者	第2号被保険者				第3号被保険者	
		会社員等				公務員等	専業主婦等
	 （※2） 自営業者	会社に 企業年金（※3） がない	企業型確定 拠出年金（※4） に加入している	確定給付型 年金（※5）と 企業型確定 拠出年金（※4） に加入している	確定給付型 年金（※5） のみに 加入している	（※6） 公務員等	
掛金 限度額	（※7） 月6.8万円 （年81.6万円）	月2.3万円 （年27.6万円）	月2万円 （年24万円）	月1.2万円 （年14.4万円）	月1.2万円 （年14.4万円）	月1.2万円 （年14.4万円）	月2.3万円 （年27.6万円）
掛金 最低額	月5千円 （年6万円）						

（※1）取扱いには詳細なルールがあります。スターターキットをご請求いただき、資料をご確認ください。（※2）国民年金の保険料の納付免除や納付猶予を受けている方、農業者年金の被保険者はiDeCoに加入できません。（※3）企業年金とは、企業型確定拠出年金および確定給付型年金（※5）をいいます。（※4）企業型年金規約においてiDeCoに加入できる旨を定めている場合のみ、iDeCoに加入できます。（※5）確定給付型年金とは、確定給付企業年金、存続厚生年金基金、石炭鉱業年金基金を指します。（※6）国家公務員共済組合または地方公務員共済組合の長期組合員、私立学校教職員共済制度の長期加入員を指します。（※7）「確定拠出年金の掛金」と「国民年金の付加保険料または国民年金基金の掛金」を合算しての限度額となります。

掛金の所得控除による所得税・住民税の軽減額を確認してみましょう！

【例】 課税所得金額400万円の会社員が掛金を毎月1万円積み立てた場合の軽減税額は？

手順1 「課税所得金額」と「税率」の確認

「課税所得金額」＝「① 給与所得控除後の金額」－「② 所得控除の額の合計額」です。
毎年1月頃に給与担当者から配られる「給与所得の源泉徴収票」をご確認ください。

ご参考＜源泉徴収票＞

平成 年分 給与所得の源泉徴収票	
課税所得金額	① - ②
給与所得控除後の金額	①
所得控除の額の合計額	②

(※)自営業の方は確定申告書の「課税される所得金額」欄をご確認ください。

＜所得税・住民税率＞

課税所得金額	所得税率	住民税率
195万円以下	5%	
195万円超 330万円以下	10%	
330万円超 695万円以下	20%	
695万円超 900万円以下	23%	10%
900万円超 1,800万円以下	33%	
1,800万円超 4,000万円以下	40%	
4,000万円超	45%	

(※)復興特別所得税は考慮しておりません。

手順2 次の計算式で年間の所得税・住民税の軽減額を計算

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間の掛金} \\ \hline \mathbf{120,000} \text{ (円)} \\ \hline \end{array} \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{所得税率} \\ \hline \mathbf{20} \text{ (\%)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{住民税率} \\ \hline \mathbf{10} \text{ (\%)} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間軽減税額} \\ \hline \mathbf{36,000} \text{ (円)} \\ \hline \end{array}$$

■ あなたの軽減税額はいくらになるでしょうか？

$$\begin{array}{|c|} \hline \text{年間の掛金} \\ \hline \text{ (円)} \\ \hline \end{array} \times \left(\begin{array}{|c|} \hline \text{所得税率} \\ \hline \text{ (\%)} \\ \hline \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{住民税率} \\ \hline \mathbf{10} \text{ (\%)} \\ \hline \end{array} \right) = \begin{array}{|c|} \hline \text{年間軽減税額} \\ \hline \text{ (円)} \\ \hline \end{array}$$

ご加入いただく際に必ずご留意いただきたい点

iDeCoにご加入いただく際には、下記ご留意点を事前にご確認ください。

ご留意点1 受取金額は運用結果によって異なります。

ご留意点2 60歳前の中途引出しは原則できません。

ご留意点3 手数料は掛金または年金資産から差し引かれます。

資料請求

下記いずれかの方法で、iDeCoスターターキットをご請求いただけます。

スマホ・パソコンからご請求



読み取れない場合は、アドレスを直接入力ください。

<https://dc-401k.jp/public/seminar/view/44?bc=BTM9999999>

お電話によるご請求

三井住友海上確定拠出年金コールセンター

0120-168-401 (無料)

[受付時間] 平日 9:00~20:00 土日 9:00~17:00
(祝日・年末年始は休業させていただきます)

お電話の際には下記取扱店名をお伝えください。

取扱店名 : 高松信用金庫

運営管理機関 : 三井住友海上火災保険株式会社

■この資料は、個人型確定拠出年金のご案内を目的として作成されたものです。ご加入および運用商品の選択等にあたっては、運営管理機関が提供する資料をお読みのうえ、ご自身でご判断ください。

■この資料に記載されている確定拠出年金等に関する制度内容・税制・その他取り扱い、および意見等は、あくまで作成時点のものであり、その後の法令の改正や環境・状況の変化等により変更することがあります。